

(別紙2)

建設工事等の競争入札参加における『準市内業者』の認定について

岩見沢市では、建設工事の入札・契約過程をより一層透明かつ公正なものとするため、「市内業者」「準市内業者」の認定基準を定め、競争入札における地域要件に適用しています。

つきましては、「準市内業者」として認定を希望する事業者は、下記要件に関する調査票を令和3・4年度建設工事入札参加資格申請書類に添付してください。

なお、「市内業者」については、申請時に調査票を提出する必要はありませんが、営業所の実態等に疑義が生じたときは、随時調査票の提出を求めることがあります。

記

1 準市内業者の認定要件の概要（全て満たしていること）

- (1) 営業所等を岩見沢市内に有し、かつ、本店から契約締結等の権限に対する委任状が提出されていること。
- (2) 前号の営業所等は、審査基準日（令和3年1月1日。随時申請にあっても同じとする。）現在において2年（設計等にあっては、1年）以上事業を営み、かつ、次の要件を満たしていること。
 - ア 事業用の建物であること。また、兼用住宅にあっては、居住部分と事業用部分が完全に分離しており、入口も別であること。
 - イ 営業所の所在を明らかにした看板又は表札を設置し、独立した事務所として形態を整えていること（他社等と同居的な間仕切りのみの形態は認めない。）
 - ウ 営業に必要な固定電話、ファクシミリ及び事務用什器等を専用で備えていること。
 - エ 営業所の代表者以外にも直接雇用した職員が配置されており、常時連絡が取れる体制にあること。また、固定電話は転送されないこと。
 - オ 建設業法等の規定に基づき、入札参加資格を有する登録工種に係る技術者（建築設計及び測量にあっては、法令に定められた技術職員）が専任で配置されていること。
 - カ 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を常に備えていること。
 - キ ICカードによる岩見沢市電子入札システムへの利用者登録を完了している場合にあっては、当該システムの利用に必要な設備等を整えていること。

2 提出書類 営業所に係る調査票（審3-1）

3 その他

- (1) 認定を得られない又は希望しない資格者につきましては、本市内に営業所を有していても、入札の参加要件として市外の営業所と同じ取り扱いとなります。
- (2) 予告なしに本市担当職員が訪問して、営業所の実態調査を行う場合があります。